令和８年（フ）第１４４９号
埼玉県新座市畑中二丁目13番12―８号
債務者　大迫　美紀（旧姓金子）
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　申　　景秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５９１号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目11番39号　エヌジェイハイム101
債務者　土岐　唯人
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４６８号
愛知県岡崎市六名南１丁目１番地11
債務者　服部　大樹
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　裕文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後３時
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１６２号
愛知県一宮市小信中島字東鵜飼分29番地８、住民票上の住所岐阜市福光南町１番３―703号　アメニティ福光
債務者　庄子　久俊
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧　　康暢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第２３３号
岐阜県各務原市蘇原東島町３丁目71番地（フローレンス・ヒロ　Ｃ―２）、前住所兵庫県伊丹市春日丘２丁目136番地３　春日丘アーバンコンフォートＢ―208号
債務者　前田洋一郎
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯谷　太一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第９０８号
大阪府松原市南新町５丁目10番11号
債務者　M’ｓ　ＰＡＲＴＮＥＲこと　船橋　雅人
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯野　賢士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第２８３号
岩手県下閉伊郡岩泉町中島字中島96番地２
債務者　千葉　敏行
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第５０１号
大阪府泉佐野市上町２丁目12番16―３号
債務者　谷　　風花（旧姓山本）
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　晃子
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６５０号
大阪府豊中市中桜塚５丁目19番22―302号
債務者　加藤淳一郎
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　和毅
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８２０号
大阪市浪速区難波中３丁目12番３―408号
債務者　ＺＨＯＵ　ＴＩＡＮＹＩ　周　　天一
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前嶋　幸子
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９７７号
大阪府枚方市新之栄町28番８号
債務者　鎌田　光男
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川畑　真治
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１３９１号
愛知県春日井市八田町２丁目14番地７　セトル春日井101号
債務者　二場　圭岐
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１５７号
名古屋市中川区前田西町２丁目201番地　県営西前田住宅１棟214号
債務者　宗方　卓也
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２９９号
名古屋市北区安井２丁目14番14号　市営成願寺荘西１棟204号
債務者　寺腰　昭一
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３００号
函館市船見町12番７―301号　ポートビュー函館
債務者　倉橋　芳希
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２４号
函館市中道１丁目27番17号
債務者　田原　稜大
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３６６号
函館市昭和２丁目６番３号　ピアポート昭和２丁目
債務者　福田　康大
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
函館地方裁判所